

子育て支援策の拡充を求める意見書

子供の数が減っているにもかかわらず、虐待を受ける等の理由で家庭で育つことができず、保護を必要としている子供たちの数は増加する傾向にあります。また、入所を待つ「待機児童」も解消されない状況が続いているなど、国・地方自治体による子育て支援策の強化が求められています。

子供たちが安心して育つことができる社会の実現のためには、子供の状態や年齢に応じた適切な支援を行えるような環境を整えることが必要です。よって本議会は、政府に対し、子育て支援策拡充のため、次の項目を含む施策の早急な実施を要望します。

記

- 1、政府は、次世代育成支援策の拡充のための財政措置をはじめ、必要な施策を講ずること。
 - 2、保育サービスの量的・質的拡充を図るため、家庭的保育事業（保育ママ）を法律上創設するとともに、家庭的保育者に対する研修体制の整備充実等を図ること。
 - 3、児童養護施設等の要保護児童が入所する施設において、子供に適切な支援が行えるよう、施設の最低基準や措置費の見直しを図ること。
 - 4、仕事と家庭の両立支援促進のため、雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけの対象範囲を従業員101人以上の企業に拡大するとともに、その周知及び行動計画の策定等の支援に努めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成20年 9月24日

埼玉県吉川市議会